

独立行政法人国立高等専門学校機構業務方法書

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 2 条）
- 第 2 章 機構の行う業務（第 3 条 - 第 8 条）
- 第 3 章 競争入札その他の契約に関する基本事項（第 9 条）
- 第 4 章 その他（第 10 条 - 第 11 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号。以下「機構法」という。）第 3 条に規定する目的を達成するため、その業務に関し、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第 1 項の規定に基づき、この業務方法書を定める。

（業務運営の基本方針）

第 2 条 機構の業務は、法令及びこの業務方法書の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期するとともに、機構法別表の上欄に掲げる高等専門学校（以下、「国立高等専門学校」という。）を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図るよう執行されなければならない。

第 2 章 機構の行う業務

（国立高等専門学校の設置及び運営）

第 3 条 機構は、国立高等専門学校を設置し、各国立高等専門学校における教育研究活動が円滑に実施されるために必要な施設及び設備を整備する。

（学生に対する援助に関する業務）

第 4 条 機構は、各国立高等専門学校において、学生に対する修学、進路選択、心身の健康等に関する相談、寄宿舍における生活指導その他の援助が円滑に実施されるために必要な体制を整備する。

（機構以外の者との連携による教育研究活動に関する業務）

第 5 条 機構は、各国立高等専門学校において、機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他機構以外の者との連携による教育研究活動を行う。

2 機構は、地方公共団体や企業からの委託を受けて研究を行おうとするときは、委託者と別に定める事項について受託契約を締結する。

3 機構は、前項の研究を行うために、別に定めるところにより、適正な対価を徴収する。

(学生以外の者に対する学習機会の提供に関する業務)

第 6 条 機構は、各国立高等専門学校において、公開講座の開設その他の学生以外の者に対して学習機会を提供する。

(附帯業務)

第 7 条 機構は、第 3 条から前条までに定める業務に附帯する業務を行う。

(業務の委託)

第 8 条 機構は、自ら実施することが効率的でないとする業務の実施を他に委託することができる。

- 2 機構は、業務を委託しようとするときは、受託者と業務委託契約を締結する。
- 3 業務委託に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 競争入札その他の契約に関する基本事項

(競争入札その他の契約に関する基本事項)

第 9 条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、全て公告して申込みをさせることにより、競争に付する。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さないとき、予定価格が少額であるとき、その他別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

- 2 政府調達に関する協定(平成 7 年条約第 23 号)その他国際約束の適用を受ける契約については、同協定及び国際約束に定められた調達手続きによる。

第 4 章 その他

(外部資金)

第 10 条 機構は、機構法第 3 条に規定する目的に資するため、寄附金その他の外部資金を受け入れることができる。

- 2 外部資金の受け入れに関し必要な事項は、別に定める。

(業務細則の作成)

第 11 条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、機構の業務に関し必要な細則を定める。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可があった日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。